

## 子の利益を損ねる「家族法制の見直しに関する要綱案」に反対する声明

私たち「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会は、1月30日に法制審議会家族法制部会において取りまとめられた離婚後共同親権の導入を含む「家族法制の見直しに関する要綱案」に強く反対する。

離婚後共同親権は、子どもの進学・医療、保育、居所などの決定に共同親権者（父母双方）の許可が必要となる制度で、一方の親が合意しなければ保育園の入園や、子どもの進学、医療などができなくなり、家庭裁判所の決定に委ねることになる。このため、子どもは離婚後も長期間にわたって両親の紛争下に置かれ、精神的負荷は計り知れないものがあり、子どもの利益を損ねるものである。

また、要綱案は離婚後の親権について両親の意見が一致しない場合でも家庭裁判所が共同親権を決定する場合があるとしている。身体的DV、精神的・経済的・性的DVのあるケースでも、証拠不十分で立証に失敗すると共同親権となる可能性が高い。その結果、DVケースで離婚後も子どもと同居親を加害者がコントロール（支配）することを許容する制度となる懸念が払拭できない。

審議会の進め方にも重大な問題がある。法制審議会家族法制部会は2022年12月、共同親権と単独親権を併記した中間試案をまとめ、パブリックコメントを実施した。その結果の詳細は開示されていないが、個人から約8000件もの回答があり、その3分の2は単独親権維持の乙案を支持するものであったという（部会資料30-2p11参照）。しかし、パブリックコメントは一部概略が示されたのみで、開示や検討は行われていない。これでは民意を問うたことにならない。また議事録の公開がなされないうちに次の部会が開催されることが常態化した。議事が公開され初めて国民が議論の詳細を知ることができるのであり、その上で議論を重ねるのが本来のあるべき姿のはずだ。こうした運営をした法務省民事局の責任は重大である。

以上のことから、内容はもちろん、適正な手続きを経ずにまとめられた要綱案は到底受け入れることができないことを表明する。

2024年1月30日

「離婚後共同親権」から子どもを守る実行委員会  
代表世話人 熊上崇（和光大教授）  
北仲千里（NPO法人全国女性シェルターネット）  
齊藤秀樹（弁護士）